

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 利益相反ポリシー

1 利益相反ポリシーの目的

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会を成功させることを目的とし、その目的を達成するために、定款第4条に定める事業を行っており、評議員、役員及び職員（以下「役職員」という。）は、組織委員会の目的を果たすために、誠実かつ忠実に職務を遂行する義務を負う。

組織委員会が、その目的を達成するためには、法人等と取引を行うことが不可欠であるが、その過程で利益相反の状態が生じ得る。このような状況に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）等の法令を遵守するとともに、社会的な信頼を確保し、利益相反について取り組むべき対処を明確にすることをこのポリシーの目的とする。

2 対象者

このポリシーにおいて、対象となる者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 評議員（定款第11条に規定する評議員という。）
- (2) 役員（定款第24条第1項各号に規定する理事及び監事をいう。）
- (3) 職員（定款第45条第2項に規定する職員という。）

3 利益相反及び利益相反行為の定義

- (1) 利益相反とは、役職員が法人等の関係者としてその営利活動等に関して利害関係を有し、役職員が得る利益と組織委員会の目的が相反する状況にあるものをいう。
- (2) 利益相反行為とは、利益相反が生ずる取引をいう。

4 利益相反管理のための具体的施策

(1) 利益相反管理に関する規則の整備

組織委員会における利益相反による望ましくない事態の発生を回避することにより、関係する法人等との各種活動を公正かつ円滑に推進することを目的として、利益相反について適切な管理を行うために必要な事項を定める規則を整備する。

(2) 利益相反管理委員会の設置

組織委員会における利益相反について管理を行い、利益相反による望ましくない事態の発生の回避のため、利益相反管理委員会を設置する。

(3) 利益相反行為の承認における判断基準

役職員の利益相反行為が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、これを許容できないものと判断する。

役職員の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、役職員が組織委員会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合とする。

(4) 利益相反取引の理事会による承認

理事は、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 84 条第 1 項各号に規定する取引を行うにあたっては、理事会の承認を得なければならない。

(5) 組織委員会関係者に対する特別の利益の供与の禁止

公益認定法第 5 条第 3 号の規定により、組織委員会は、組織委員会の関係者（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 276 号）第 1 条各号に規定する者をいう。）に対し、特別の利益を与えてはならない。

(6) 周知及び公表

このポリシーを役職員へ周知するとともに、公表する。

(7) 役職員への啓発

利益相反に関する意識向上のため、研修の実施等の啓発のための措置を講じる。